県章

三重県公報

平成28年7月5日（火）
第　2815　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
455	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
456	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	（　同　）	2
457	平成28年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	（市町行財政課）	2
458	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（農産物安全課）	3
459	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	4
460	同件	（　同　）	4
461	同件	（　同　）	5
	選　管　告　示		
55	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨及び取り消した旨並びに同号の施設を変更した旨の報告	（選挙管理委員会）	6
56	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	（　同　）	6
57	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	（　同　）	7
58	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	（　同　）	8
59	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	（　同　）	9
60	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	（　同　）	9
61	政治団体の平成26年中の収支に関する報告書の要旨の公表	（　同　）	9
62	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	（　同　）	10
63	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	（　同　）	10
	公　　告		
	平成28年度行政書士試験の実施	（法務・文書課）	11
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	（男女共同参画・ＮＰＯ課）	12
	同件	（　同　）	13
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	（　同　）	13
	同件	（　同　）	14
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	14
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（　同　）	15
	都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	15
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	（建築開発課）	15
	建築基準法の規定による道路の位置指定の変更及びその関係図書の縦覧	（　同　）	16

告　　示

三重県告示第 455 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名	担当する障害分野
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番 1	植　村　　剛	肢体不自由
さくら英クリニック	四日市市平尾町字南川原 950 番地	棚　澤　利　彦	肢体不自由
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2	後　藤　　至	心臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	西　村　明　展	肢体不自由
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450 番の 132	梅　田　靖　之	肢体不自由
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2 番 37 号	奥　井　伸　幸	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登 3 丁目 2 番 1 号	野　田　成　哉	肢体不自由
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	前　田　寛　文	平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	鈴　木　慶　亮	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番地 5	松　田　明　敏	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2	杉　田　公　洋	視覚障害
藤田保健衛生大学七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地の 1	布　施　郁　子	音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2 番 37 号	服　部　正　嗣	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2 番 37 号	為　西　顕　則	心臓機能障害

三重県告示第 456 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名
大西クリニック	伊勢市宮後 3-5-2	大　西　武　司
桑名病院	桑名市京橋町 30 番地	片　岡　文　夫

三重県告示第 457 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2　募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子	平成28年8月22日（月）まで	平成28年8月27日（土）及び同月28日（日）	平成29年3月下旬から同年4月上旬まで

3　応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の男子。ただし、次に該当する者を除く。

(1)　成年被後見人又は被保佐人

(2)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3)　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4)　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975

5　志願受付場所の名称及び住所

(1)　次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話059-225-0531	津市桜橋1丁目91
自衛隊三重地方協力本部　四日市地域事務所 電話059-351-1723	四日市市鵜の森1丁目14-11阿部ビル2階
自衛隊三重地方協力本部　津募集案内所 電話059-224-4324	津市丸之内26-8津合同庁舎4階
自衛隊三重地方協力本部　伊勢地域事務所 電話0596-23-3880	伊勢市神久2丁目1-58角屋ビル2階
自衛隊三重地方協力本部　伊賀地域事務所 電話0595-21-6720	伊賀市緑ケ丘本町1507-3伊賀上野地方合同庁舎2階
自衛隊三重地方協力本部　熊野地域事務所 電話0597-85-2214	熊野市井戸町802-13

(2)　各市役所及び各町役場

三重県告示第458号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

平成28年7月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　登録年月日及び登録番号

平成26年7月1日　第55号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
ＭＲＣ株式会社	代表取締役　坂　香住	三重県亀山市関町会下1266番地23

3　変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
若林　友和	[redacted]	もみ、玄米	K2316165

三重県告示第459号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年7月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Aブロック）
津市久居明神町字風早2370ほか43筆

2　変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	佐藤　隆
変更後	芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	辻田　泰徳

3　変更年月日
平成28年4月1日

4　変更理由
設置者の代表者変更のため

5　届出の日
平成28年6月17日

6　届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間
平成28年7月5日から同年11月7日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第460号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年7月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Bブロック）

津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

2　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤　隆
変更後	芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	辻田　泰徳

3　変更年月日

平成 28 年 4 月 1 日

4　変更理由

設置者の代表者変更のため

5　届出の日

平成 28 年 6 月 17 日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 7 月 5 日から同年 11 月 7 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 461 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Ｃブロック）

津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

2　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤　隆
変更後	芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	辻田　泰徳

3　変更年月日

平成 28 年 4 月 1 日

4　変更理由

設置者の代表者変更のため

5　届出の日

平成 28 年 6 月 17 日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 7 月 5 日から同年 11 月 7 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設の指定をした旨、指定の取消しをした旨及び同号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

1　指定

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
亀山市選挙管理委員会	関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原172番地3	平成28年5月20日

2　取消

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
伊賀市選挙管理委員会	阿保多目的集会施設	伊賀市阿保1395番地2	平成28年5月17日

3　変更

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
尾鷲市選挙管理委員会	行野コミュニティセンター	（変更前）尾鷲市大字行野浦123番地の4 （変更後）尾鷲市大字行野浦122番地の4	平成28年4月1日
	九鬼コミュニティセンター	（変更前）尾鷲市九鬼町1080番地の1 （変更後）尾鷲市九鬼町255番地	平成28年4月1日
	曽根コミュニティセンター	（変更前）尾鷲市曽根町394番地 （変更後）尾鷲市曽根町606番地1	平成28年4月1日
伊賀市選挙管理委員会	阿波地区市民センター	（変更前）伊賀市猿野1316番地 （変更後）伊賀市猿野1337番地	平成28年5月17日

三重県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正します。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

表中

「尾　鷲　市　行野コミュニティセンター　尾鷲市大字行野浦123番地の4　」を

「尾　鷲　市　行野コミュニティセンター　尾鷲市大字行野浦122番地の4　」に、

「尾　鷲　市　九鬼コミュニティセンター　尾鷲市九鬼町1080番地の1　」を

「尾　鷲　市　九鬼コミュニティセンター　尾鷲市九鬼町255番地　」に、

「尾　鷲　市	曽根コミュニティセンター	尾鷲市曽根町 394 番地	」	を
「尾　鷲　市	曽根コミュニティセンター	尾鷲市曽根町 606 番地 1	」	に、
「亀　山　市	亀山市林業総合センター	亀山市加太板屋 4622 番地 1	」	を
「亀　山　市	亀山市林業総合センター	亀山市加太板屋 4622 番地 1		に、
亀　山　市	関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原 172 番地 3	」	
「伊　賀　市	阿波地区市民センター	伊賀市猿野 1316 番地	」	を
「伊　賀　市	阿波地区市民センター	伊賀市猿野 1337 番地	」	に改め、
「伊　賀　市	阿保多目的集会施設	伊賀市阿保 1395 番地 2	」	を削る。

三重県選挙管理委員会告示第 57 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 28 年 7 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

1　政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊藤まさし後援会	伊　藤　昌　志	伊　藤　光　子	四日市市茂福 140-7	平成 28 年 4 月 12 日	
伊藤まさと後援会	伊　藤　真　人	伊　藤　静　代	桑名市柳原 180-2	平成 28 年 5 月 19 日	
野原のりこ後援会	大　原　　忍	野　原　典　子	四日市市日永 4-2-6	平成 28 年 5 月 23 日	

2　届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党河芸支部	小　黒　敏　克	会計責任者	田　中　幹　夫	前　畑　孝　治	平成 28 年 4 月 1 日	政党
自由民主党川越町支部	寺　本　清　春	主たる事務所の所在地	三重郡川越町豊田一色 1235	三重郡川越町豊田一色 45	平成 28 年 4 月 7 日	政党
		代表者	寺　本　清　春	森　　裕　之		
自由民主党津市支部	村　田　彰　久	主たる事務所の所在地	津市丸之内 21-31	津市桜橋 2-61	平成 28 年 5 月 28 日	政党
		代表者	村　田　彰　久	小　野　欽　市		
		会計責任者	吉　川　　透	佐　野　昌　行		
自由民主党三重県遺族支部	伊　藤　早　苗	会計責任者	山　﨑　恒　雄	松　田　庫　司	平成 28 年 4 月 1 日	政党
民進党三重県第 1 行政区支部	下　野　幸　助	政治団体の名称	民進党三重県第 1 行政区支部	民主党三重県第 1 行政区支部	平成 28 年 5 月 23 日	政党
民進党三重県第 5 区総支部	藤　田　大　助	政治団体の名称	民進党三重県第 5 区総支部	民主党三重県第 5 区総支部	平成 28 年 4 月 14 日	政党
民進党三重県第 3	岡　田　克　也	政治団	民進党三重県第	民主党三重県第	平成 28 年 4	政党

区総支部		体の名称	3区総支部	3区総支部	月4日
民進党三重県第2区総支部	中川正春	政治団体の名称	民進党三重県第2区総支部	民主党三重県第2区総支部	平成28年4月4日　政党
民進党三重県第4区総支部	阪口直人	政治団体の名称	民進党三重県第4区総支部	民主党三重県第4区総支部	平成28年5月10日　政党
		主たる事務所の所在地	松阪市末広町1-223-3	鈴鹿市神戸7-1-5	
		代表者	阪口直人	中川正春	
大久保孝栄を応援する会友孝の会	大久保孝栄	主たる事務所の所在地	熊野市木本町633	熊野市有馬町5741-1	平成28年4月5日
		会計責任者	山門祐典	大久保秀信	
きぬがさ民子後援会	因　きみ子	会計責任者	森田久生	因　武生	平成28年3月14日
島田佳和後援会	島田佳和	主たる事務所の所在地	鈴鹿市算所3-17-31	鈴鹿市算所3-3-17	平成28年5月20日
新政みえ	舟橋裕幸	主たる事務所の所在地	津市長岡町707-2	津市長岡町707-6	平成28年4月1日
進藤かねひこ三重後援会	田村宗博	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成27年12月25日
政治連盟三重隊友絆の会	一色啓二	代表者	一色啓二	三石浩夫	平成28年4月7日
日本遺族政治連盟三重県本部	伊藤早苗	会計責任者	山﨑恒雄	松田庫司	平成28年4月1日
樋口ふみたか後援会	辻　孝	代表者	辻　孝	田所利郎	平成28年4月10日

三重県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
維新の党衆議院三重県第1選挙区支部	松田直久	平成28年3月27日	政党
伊藤まさと後援会	伊藤真人	平成28年4月20日	

大川まさきよ後援会	濵口英樹	平成28年3月24日
岡村信孝後援会	田中秀次	平成28年5月20日
がんばる西川を頑張って応援する会	藤原久	平成28年3月31日
憲友会	大藪實	平成28年5月2日
清水かずてる後援会	尾崎保	平成28年3月28日
政治結社壮志会	小西淳雄	平成27年12月31日
清和会	清水一昭	平成28年3月28日
田村のりひさを支援する会	長東吉治	平成28年5月2日
平野和一後援会	村上繁幸	平成28年3月28日
平野たかゆき後援会	今井章	平成28年4月1日
藤田興一を支援する会	可知常秀	平成28年2月26日
水谷正美後援会	鈴木克司	平成28年3月1日
水野あきら後援会	秦昭司	平成28年3月23日
森本政明後援会	森本政明	平成28年3月29日

三重県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大久保　孝　栄	大久保孝栄を応援する会友孝の会	主たる事務所の所在地	熊野市木本町633	熊野市有馬町5741-1	平成28年4月5日

三重県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

政治結社壮志会

報告年月日　平成28年5月10日（平成27年12月31日解散）

1	収入総額	20,000円
	本年収入額	20,000円
2	支出総額	20,000円
3	本年収入の内訳	
	個人の党費・会費	（2人）20,000円
4	支出の内訳	
	政治活動費	20,000円
	組織活動費	20,000円

三重県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成26年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

伊藤まさと後援会

報告年月日　平成28年4月14日

1　収入総額　0円
2　支出総額　0円

護誠塾信誠会

報告年月日　平成28年3月30日
1　収入総額　0円
2　支出総額　0円

森川徹後援会

報告年月日　平成28年3月31日
1　収入総額　0円
2　支出総額　0円

山内理後援会

報告年月日　平成28年5月17日
1　収入総額　0円
2　支出総額　0円

三重県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成28年三重県選挙管理委員会告示第18号は、廃止します。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

50分の1の数　29,711

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数　285,689

三重県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

平成28年三重県選挙管理委員会告示第19号は、廃止します。

平成28年7月5日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

選挙区名	3分の1の数
津市	75,694
四日市市	82,798
伊勢市	35,581
松阪市	44,818
桑名市・桑名郡	39,589
鈴鹿市	51,989
名張市	22,034
尾鷲市・北牟婁郡	10,331
亀山市	13,008
鳥羽市	5,641
熊野市・南牟婁郡	10,799
いなべ市・員弁郡	18,992
志摩市	15,029
伊賀市	25,120
三重郡	17,278

多　気　郡		13,165
度　会　郡		13,309

公　　告

平成 28 年度行政書士試験を次のとおり実施する旨、一般財団法人行政書士試験研究センター理事長磯部力から通知がありました。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　試験日時

平成 28 年 11 月 13 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2　県内の試験場所

津市一身田町 2843　高田高等学校

3　試験の科目及び方法

(1)　試験の科目

ア　行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 28 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。

イ　行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2)　試験の方法

ア　試験は、筆記試験によって行います。

イ　出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

4　受験手続

(1)　郵送による受験申込み

ア　受付期間

平成 28 年 8 月 1 日（月）から同年 9 月 2 日（金）まで

イ　受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する専用の封筒により簡易書留郵便で郵送してください。平成 28 年 9 月 2 日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ　提出書類

受験願書一式

エ　受験手数料

7,000 円

オ　試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ｱ)　郵送配布

郵送を希望する方は、140 円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形 2 号：A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次の宛先まで郵便で請求してください（平成 28 年 8 月 26 日（金）必着とします。）。

ａ　配布期間

平成 28 年 8 月 1 日（月）から同月 26 日（金）まで

ｂ　宛先

〒100-8779　日本郵便株式会社　銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

(ｲ)　窓口配布

a　配布期間

平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで

b　配布場所

三重県総務部法務・文書課、三重県庁玄関受付案内、三重県内の各地域防災総合事務所及び各地域活性化局、志摩建設事務所総務・管理・建築室並びに三重県行政書士会

(2)　インターネットによる受験申込み

ア　受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（http://gyosei-shiken.or.jp）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ　受験手数料の払込み

受験手数料（7,000 円）の払込みは、(ｱ)(ｲ)いずれかの方法によります。なお、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

(ｱ)　クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）による決済

利用できるクレジットカードは、ＶＩＳＡ、Ｍａｓｔｅｒ、ＵＣ、ＪＣＢ、アメリカン・エキスプレス及びＤｉｎｅｒｓです。

(ｲ)　コンビニエンスストアでの払込み

利用できるコンビニエンスストアは、セブン－イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルＫサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフです。

ウ　受付期間

平成28年8月1日（月）午前9時から同月30日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成28年8月30日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。受付最終日は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3)　連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話　03-3263-7700

5　特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、受験に際して特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用及び拡大鏡の持込み等）を希望される方は、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6　合格発表の日時及び方法

(1)　日時

平成29年1月31日（火）午前9時

(2)　方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（http://gyosei-shiken.or.jp）に合格者の受験番号を登載します。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成28年8月22日まで縦覧に供します。

平成28年7月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成28年6月13日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　松阪メンフクロウの会

(2)　代表者の氏名
濱中　正幸
(3)　主たる事務所の所在地
松阪市五主町 401 番地 1
(4)　定款に記載された目的
この法人は、子どもとその保護者に対する子どもの生命の維持及び情緒の安定、健やかな成長及び豊かな活動の展開に資する発達の援助のための保育に関する必要なサービスを提供するとともに、高齢者等の社会的弱者に対する暮らしの安全・安心の確保に資する支援を行うことにより、次代を担う子ども達の心身の健全な育成及び地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。
なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成 28 年 8 月 22 日まで縦覧に供します。
平成 28 年 7 月 5 日
三重県知事　鈴　木　英　敬
1　申請のあった年月日
平成 28 年 6 月 3 日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
特定非営利活動法人　伊賀市民会議所
(2)　代表者の氏名
奥澤　重久
(3)　主たる事務所の所在地
伊賀市千歳 977 番地の 4
(4)　定款に記載された目的
この法人は、伊賀市及び隣接周辺地域の市民並びに当該地域で活動する市民活動団体等に対して、活動支援に関する事業を行うとともに公論創出の場づくりを行い、もって市民活動の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。
なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成 28 年 8 月 22 日まで縦覧に供します。
平成 28 年 7 月 5 日
三重県知事　鈴　木　英　敬
1　申請のあった年月日
平成 28 年 6 月 14 日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
特定非営利活動法人　災害ボランティアネットワーク鈴鹿
(2)　代表者の氏名
南部　美智代
(3)　主たる事務所の所在地
鈴鹿市寺家三丁目 33 番 33 号
(4)　定款に記載された目的
この法人は、市民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを実現するため、防災に関する啓発事業・防災訓練等の事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成28年8月22日まで縦覧に供します。

平成28年7月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成28年6月7日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　伊勢志摩福祉の会ほほえみ

(2)　代表者の氏名

寺西　真里子

(3)　主たる事務所の所在地

志摩市阿児町鵜方5201番地

(4)　定款に記載された目的

この法人は、在宅援助が必要な高齢者やその家族など、なんらかの手助けを希望する人々に対して、助け合いの精神に基づき福祉サービス活動を行い、もって福祉の向上及び社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成28年7月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

五十鈴川用水土地改良区（伊勢市鹿海町994-1）

退任理事

伊勢市鹿海町319	上野　尚
〃　〃　1244	畦地幸善
〃　〃　1285	山口周一
〃　〃　1222	安島宏男
〃　〃　1210	上野安二
〃　〃　1259	奥野玉暉
〃　〃　987-1	中口　清
〃　〃　1215	森田耕司
〃　一色町1745	杉浦勝治
〃　〃　1648	川端　充
〃　〃　1321-9	中西安彦
〃　〃　1732	吉川成幸
〃　〃　541-1	菊川保夫
〃　〃　1565	吉川行洋
〃　〃　1763-3	森　務
〃　〃　1760-4	奥井正男

退任監事

伊勢市鹿海町921-2	東浦正明
〃　一色町1540	竜田耕一

就任理事

伊勢市鹿海町319	上野　尚
〃　〃　1285	山口周一

伊勢市鹿海町 1222	安　島　宏　男
〃　　〃　1210	上　野　安　二
〃　　〃　1215	森　田　耕　司
〃　　〃　264	山　口　卓　男
〃　一色町 1745	杉　浦　勝　治
〃　　〃　1648	川　端　　充
〃　　〃　1763-3	森　　務
〃　　〃　1321-9	中　西　安　彦
〃　　〃　1760-4	奥　井　正　男
〃　　〃　1565	吉　川　行　洋
就任監事	
伊勢市鹿海町 987-1	中　口　　清
〃　一色町 1540	竜　田　耕　一

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、八王子土地改良区から申請のありました土地改良事業（八王子土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

2　縦覧の期間

平成 28 年 7 月 6 日から同年 8 月 3 日まで

3　縦覧の場所

四日市市役所商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町 1 番 5 号）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画特定用途制限地域

2　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員（m）	延長（m）

平成 28 年 6 月 23 日	木下株式会社　代表取締役　木下　誠一	三重県四日市市生桑町 328 番地	三重県三重郡菰野町大字菰野字野中 3959-2 ほか 1 筆	A	6.0	17.74

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路について、次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

変更年月日	指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
		氏名	住所		道路番号	幅員（m）	延長（m）
平成 28 年 6 月 20 日	昭和 50 年 3 月 11 日	中村　菊伸	鳥羽市答志町 228	鳥羽市鳥羽一丁目 20-1 の一部	A	4.0	35.0

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/